

参加表明に関する質問への回答

	意見・質問	回答
提案数	一つの参加事業者で複数の提案は可能でしょうか。	同一参加事業者による2以上の提案は無効となります。
参加資格要件 「設計事業者」	より良いまちづくりへの提案とするために、大学教授や石川県外の設計事業者などの有識者に知見を頂いたり、アドバイスをいただくことは可能でしょうか。	可能です。
	その場合、設計事業者は石川県内の設計事務所として設計責任はその会社にあるとの考えでよろしいでしょうか。	設計責任は石川県内に本店、支店又は営業所を置いている設計事業者にあります。
	石川県外の有識者等から協力をいただく場合の対応についてお教えてください。	応募者及び連合体構成事業者以外の記述はしないでください。
参加資格要件 「設計事業者」	参加資格確認調書 2.主要業務の実績の、「公営住宅の建築物の設計業務の実績を記入すること」と記載がありますが、民間住宅の実績は記載不要でしょうか？	公営住宅、もしくは戸建て住宅（民間住宅）の実績の記載をお願いします。
参加資格要件 「建設業者」	建設事業者の要件に「建築一式工事評点 780 点以上」とありますが、建設事業者を JV とする際に上記の要件を満たすのは代表事業者のみでよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
参加資格要件 「設計事業者、 工事監理事業者」	(2)設計事業者、(3)工事監理事業者の要件として、『累計床面積500 m ² 以上の公営住宅、もしくは戸建て住宅の設計の実績』とありますが、今回の計画では戸建て住宅以外にも長屋での提案も考えられるため、共同住宅の実績も要件として含まれるという理解でよろしいでしょうか？	公営住宅、もしくは戸建て住宅の実績に限ります。 要件を満たす事業者かどうかを判断する資料であり、評価点を採点するものではないので、ご注意ください。
参加資格要件	当社は県外にも支店（建築士事務所）を展開し業務を行っております。そのため、(2)設計事業者、(3)工事監理事業者の実績については石川県内の支店（建築士事務所）だけではなく、会社全体としての実績で判断すればよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりです。
応募にあたっての留意事項	『応募者は、実施要領、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。』とありますが、基本協定書や売買契約書については選定後に記載内容について協議することは可能でしょうか？（例えば、基本協定書第 13 条で売買契約が締結できない原因が町にある場合の費用負担の取り決め等）	基本協定書や売買契約書については事業者選定後に記載内容について協議することは可能です。